

海の日のごみ収集

7月19日(月)の「海の日」は家庭ごみと資源化物を収集します。収集日にあたっている地区のかたはお忘れなく。

問い合わせ 環境都市推進課 ☎(863)6631



INFORMATION

●市役所からのお知らせ

1 第4次社会教育中期計画策定のワークショップ参加者を募集

市では、社会教育の進め方について5年間の計画を設けています。来年度からの計画を作るためのワークショップの参加者を募集します。

応募資格 市内にお住まいのかた

(国・地方公共団体の議員や常勤職員、審議会の委員などを除く)

テーマ ①乳幼児教育 ②青少年教育

③成人教育 ④高齢者教育

実施日 8月中旬から9月下旬までに3回程度

●**申し込み** 参加したいテーマ(第2希望まで)、住所、氏名、電話番号を書いて、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかで、7月26日(月)まで、〒010-0951山王二丁目1-53山王21ビル生涯学習室☎(866)2245

ファクス(866)2252

Eメール ro-edli@city.akita.akita.jp

2 カメムシ防除を徹底しましょう

斑点米の原因となるカメムシ類の被害を防ぐため、あぜ、休耕田、水田周辺の雑草地、農道などを地域で一斉に除草しましょう。

なお、出穂間近に除草すると、カメ

3 雑草を刈り取ってまちを美しく

ムシ類を水田に追い込み、斑点米被害を助長します。除草は7月下旬(出穂の10日〜15日前)までに終わらせ、それ以降は、収穫2週間前まで除草しないようにしましょう。また、刈り取った雑草は適正に処分してください。

●**問い合わせ** 秋田市農林業総合指導センター☎(866)2116

7月21日(水)から31日(土)までは、除草運動強調期間です。まちの中の空き地に生い茂る雑草は、美観を損なうだけでなく、蚊や蛾などの害虫の発生源になったり、乾燥した雑草が火災の原因になったりします。空き地の雑草は、所有者、管理者が刈り取って、環境美化に努めましょう。

なお、刈り取った草は乾燥させて、秋田市指定のごみ袋に入れて処理してください。また、草刈り機を無料でお貸ししますので、希望するかたは、アメリカシロヒトリ防除室へご連絡ください。☎(823)3061

直接、総合環境センター(御所野)へ搬入する場合：処理手数料は10円につき112円。受け入れは、月曜〜土曜日(祝日を除く)の午前8時〜午後4時30分

業者に搬入を依頼する場合：市の許可を受けた業者を紹介しますので公園課へお問い合わせください。ただし、処

理手数料と収集運搬費がかかります。

●**問い合わせ** 公園課公園施設管理センター☎(866)2445

4 水道工事に伴う交通規制にご協力を

水道工事のため、雄和平尾鳥・種沢・左手子地区の県道や旧県道などが、7月下旬から12月末まで(日曜を除く)、午前9時〜午後4時30分、片側交互通行になります。

●**問い合わせ** 上下水道局水道建設課☎(823)8435



5 資格取得の受講料に助成します

35歳未満の求職者や市内企業などに勤務しているかたを対象に、就職活動やスキルアップにつながる資格を取得した際の受講料などを助成します。申し込みは、商工労働課(市役所分館1階)で7月20日(火)から受け付けます。取得した資格が対象になるかなど、詳



貸金業法が変わりました…貸金業者からの借入総額が年収の3分の1を超える場合、新規の借り入れができなくなります。改正内容など詳しくは市消費者センターへ。☎(866)2016

西部市民サービスセンターの調理室を利用しませんか

IHクッキングヒーター、オープンレンジ完備です。職場の仲間、友だち、ご家族などでお気軽にどうぞ(24人まで利用可能)。料理講習会もOK。詳しくは、西部地域住民自治協議会(西部市民サービスセンター内)へどうぞ。☎(828)4217



利用時間…午前9時～午後9時
調理器具使用料…1時間150円



子ども手当の申請 まだのかたはお早めに

平成22年4月1日現在、お子さんが秋田市に住民登録しているかたで、下記に該当するかたに4月14日に申請案内を送付(世帯主あて)しました。まだ申請していないかたは早めに手続きしてください。9月30日(木)まで手続きすると、4月分までさかのぼって手当を受給できます。

新規の申請…平成22年3月末現在、児童手当を受給していなかったかたで、中学3年生までのお子さんを養育しているかた

増額の申請…平成22年3月末現在、児童手当を受給していたかたで、中学2年・3年生のお子さんも養育しているかた

申請窓口

受給対象のかたで、申請案内が届かなかったかたは、次の窓口で手続きをお願いします。
市民課7番窓口、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所▶午前8時30分～午後5時15分
アルヴェ駅東サービスセンター▶午前9時～午後5時15分

申請に必要なもの

新規の申請…①印鑑 ②申請者名義の金融機関の口座番号(市内の本・支店のもの。ゆうちょ銀行は振込用口座(八六八店)が必要です) ③申請者の健康保険者証のコピー(厚生年金などに加入しているかたのみ)

増額の申請…印鑑

- * 単身赴任などの場合、子どもの父(母)がほかの市区町村で子ども手当を受給していることがあります。必ず確認してから申請してください。
- * 公務員(独立行政法人を除く)のかたは、職場で手続きしてください。
- * 振込用の口座は、申請者本人の普通預金口座に限ります。配偶者や子ども名義の口座には振り込みできません。

問い合わせ 市民課総務担当☎(866)2072



津波に注意しましょう

ひざくらいの高さの津波でも、巻き込まれると立ってられないほど強い力があり大変危険です。

市では津波に備えて、飯島、向浜、新屋、下浜に津波警報サイレンを設置しています。サイレンが鳴っている場合は高台や頑丈な建物の上の階に避難してください。サイレンが鳴っていない場合でも、大きな揺れを感じたら海岸からできるだけ遠くに離れ、安全が確認されるまで近づかないようにしましょう。

問い合わせ

防災安全対策課☎(866)2021
消防本部指令課☎(823)4265

6 障がいがあるかたの 手当所得状況届を 忘れずに

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得の状況届を提出してください。詳しくは7月末に郵送する通知をご確認ください。

しくは商工労働課へお問い合わせを。
※この事業の説明や就職に役立つ資格について、7月下旬にセミナーを開催する予定です。
●問い合わせ 商工労働課
☎(866)2114

7 スズメバチの駆除は 専門業者へ

スズメバチの巣はとても危険で、駆除には専門の知識が必要です。市では、私有地にあるハチの巣の駆除は行っていません。自宅にあるスズメバチの巣の駆除は専門業者へ依頼しましょう。業者を選ぶ場合は、電話帳などを参考

受付期間 8月11日(水)から16日(月)までの平日、午前9時～午後5時
受付場所 市役所2階の正庁
●問い合わせ 障がい福祉課
☎(866)2093

8 毎月勤労統計調査 特別調査にご協力を

厚生労働省と県では、常用労働者1～4人の事業所を対象に毎月勤労統計調査特別調査を行います。対象となる事業所に、7月下旬から9月にかけて調査員が訪問しますのでご協力ください。

●問い合わせ 県調査統計課
☎(860)1255

に複数の業者から見積もりを取り、料金を確認してから依頼しましょう。
●問い合わせ 市民相談室
☎(866)2039

